

# 確認検査業務手数料規程

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、株式会社東京建築検査機構（以下「TBTC」という。）が建築主 設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定の業務（以下「確認検査の業務」という。）を受託するに際し、TBTCが別に定めた確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）及び確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、確認検査の業務の引受手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に定める建築物に関する確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、別表第1に掲げる額とする。

2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合（二号～四号に掲げる場合及び移転の場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
- 三 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- 四 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合、当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の二分の一
- 五 建築物の用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 確認申請に係る建築計画において、次の各号に掲げる設計方法による場合の手数料額は、当該各号の別表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。

- (1) 避難安全検証法等の設計方法による場合の手数料は別表第1-2
- (2) 特定天井の検証方法による場合の手数料は別表第1-3
- (3) ルート2構造計算による場合の手数料は別表第1-4

(既存不適格建築物への遡及適用等がある増築等の確認申請手数料)

第2条の2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る面積について算定する。

- 一 建築物の増築等を行うとき、当該建築物の確認をTBTC以外から受けている場合は、増築等の部分の床面積と既存部分の床面積を合計した面積。
- 二 既存の建築物に遡及適用がある等、既存建築物の部分の審査を要する増築等の確認申請は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積と、当該既存の建築物の構造審査を要する部分の床面積（その他の審査を要する場合はその部分の床面積の2分の1）の合計面積。
- 三 既存の建築物の部分と合わせて別表第1-2に掲げる設計方法による増築等の確認の申請に係る手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、別表第1を適用する。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条 業務規程第17条に定める昇降機及び小荷物専用昇降機（その他の建築設備：建築基準法（以下「法」という）第87条の2第1項において準用する場合に限る。）の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の建築設備について、別表第2に定める額とする。

- 2 昇降機（エレベーター、ホームエレベーター、エスカレーター、段差解消装置）
  - 一 昇降機を設置する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
  - 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合
  - 三 確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合
- 3 小荷物専用昇降機
  - 一 小荷物専用昇降機を設置する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
  - 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合
  - 三 確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合

（工作物に関する確認の申請手数料）

第4条 業務規程第17条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について、別表第3に定める額とする。

- 2 建築基準法施行令（以下「令」という）138条第1項に規定する工作物
  - 一 工作物を築造する場合（二号～三号に掲げる場合を除く。）
  - 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合

三 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合

3 令138条第2項に規定する工作物

一 同項第1号に規定する工作物を築造する場合

二 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの

三 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第28条に定める直前の確認済証をTBTCから受けた建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTCから受けていない建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は別表第4に掲げる額に別表第1に掲げる額を加算する。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第28条に定める直前の確認済証をTBTCから受けた工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について別表第5に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTCから受けていない工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は別表第5に掲げる額に別表第3に掲げる額を加算する。

2 令第138条第1項に規定する工作物

一 同項の各号に掲げる工作物の場合

3 令第138条第2項に規定する工作物

一 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が6以上の場合

二 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が2以上5以下の場合

三 同項第1号に規定する工作物で、1の申請に係る設置数が1の場合

四 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの

五 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第36条に定める直前の確認済証をTBTCから受けた建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、別表第6に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTCから受けていない建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第6に掲げる額に別表第1に掲げる額を加算する。

2 別表第6床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定。又 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

3 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の場合は、別表第6-1に掲げる額を第一項の規定による手数料の額に付加した額とする。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第8条 業務規程第36条に定める直前の確認済証をTBTC から受けた昇降機及び小荷物専用昇降機（その他の建築設備：法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）の完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の昇降機について、別表第7に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTC から受けていない建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第7に掲げる額に別表第2に掲げる額を加算する。

2 昇降機（エレベーター、ホームエレベーター、エスカレーター、段差解消装置）

- 一 一の申請に係る昇降機の設置数が10以上の場合
- 二 一の申請に係る昇降機の設置数が6以上9以下の場合
- 三 一の申請に係る昇降機の設置数が2以上5以下の場合
- 四 一の申請に係る昇降機の設置数が1の場合

3 小荷物専用昇降機

- 一 一の申請に係る建築設備の設置数が6以上の場合
- 二 一の申請に係る建築設備の設置数が2以上5以下の場合
- 三 一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第9条 業務規程第36条に定める直前の確認済証をTBTCから受けた工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる各号の区分に応じ、一の工作物について別表第8に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTC から受けていない工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は別表第8に掲げる額に別表第3に掲げる額を加算する。

2 令138条第1項に規定する工作物

- 一 同項の各号に掲げる工作物の場合  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合

3 令138条第2項に規定する工作物

- 一 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 二 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合

- 三 同項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が1の場合  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 四 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は  
高さが4メートル以下のもの  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合
- 五 同項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は  
高さが4メートルを超えるもの  
同上でTBTCから中間検査合格証を受けた場合

(仮使用認定の申請手数料)

第10条 業務規程第44条に定める直前の確認済証をTBTCから受けた建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、別表第9に掲げる額とする。直前の確認済証をTBTCから受けていない建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料は別表第9に掲げる額に別表第1に掲げる額を加算する。

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第11条 検査の対象となる工事が別表第10に掲げる区域内で行われる場合は、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「確認検査業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。

(手数料の増額)

第12条 TBTCの責に負えない、予測しえない事由により審査業務量が大幅に増した時は、割増手数料を請求することができる。

(手数料の減額)

第13条 性能評価をTBTCで同一案件につき契約を締結したときは、手数料規定細則により手数料を減額できる。

2 手数料の減額については、確認検査の業務の公正さを保つためにも業務規定、手数料規定で規定した内容を原則とし、手数料規定細則を適用した場合にあっては、当該手数料減額の経緯を記録するものとする。

(あらかじめの検討に関する手数料)

第14条 構造に係る代替的設計又は条件付設計に関するもの及び外形変更を伴わない異なる位置等に関する代替設計の各確認申請前に報告する「あらかじめの検討説明書」は、1件につき10,000円の手数料を確認申請手数料に加算する。

2 その他代替設計の法適合審査の負荷により当該床面積に応じて別表第1に掲げる手数

料の二分の一を第2条に掲げる手数料に加算する。

(追加説明書に関する手数料)

第15条 完了検査において確認に要した図書と不一致等があり、追加説明書の提出があった場合にはその審査内容に応じ、審査手数料20,000円を上限として完了検査手数料に加算する。

2 前項において確認に要した図書との不一致が計画変更に該当する場合にあっては、計画変更確認申請手数料相当額を完了検査手数料に加算する。

(建築確認証明等に関する手数料)

第17条 建築確認証明、保存確認検査図書の閲覧に係る申請手数料は別に定める。

(附則)

第19条 この規程は、平成19年6月20日より施行する。

この規程は、平成21年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 5月27日より施行する。

この規定は、平成22年 6月 1日より施行する。

この規定は、平成22年 8月 6日より施行する。

この規定は、平成23年 9月16日より施行する。

この規定は、平成24年12月 1日より施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成27年 6月 1日より施行する。

この規定は、平成27年11月16日より施行する。

この規定は、平成28年 5月 1日より施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成29年 7月 1日より施行する。

この規定は、平成29年10月 1日より施行する。

この規定は、令和 2年12月11日より施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

（非課税）

床面積の合計	手数料の額（単位：円） 建築物の用途等		
	第1類 （事務所等）	第2類 （共同住宅 等）	第3類 （計算書 無）
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000	61,000	49,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000	80,000	64,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	118,000	98,000	79,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000	145,000	
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000	190,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	360,000	320,000	
3,000 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	360,000	340,000	
4,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	380,000	360,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	504,000	400,000	
6,000 m <sup>2</sup> を超え 8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	504,000	450,000	
8,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	550,000	500,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	684,000	600,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	864,000	700,000	
30,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	940,000	800,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,450,000	1,200,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,866,000	1,544,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,050,000	1,890,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物及び共同住宅+店舗等の複合用途に適用する。  
第2類 : 専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舍である建築物に適用する。  
第3類 : 「構造計算書の無い建築物（特例の適用あり）」に適用する。構造計算書添付の場合は第1類、第2類を適用する。

別表第1-2 検証法に関する手数料の付加分 (第2条関係)

(非課税)

項目	床面積の合計 A (㎡)	手数料の額 (単位 : 円)
階避難安全検証法 全館避難安全検証法 区画避難安産検証法	$A \leq 10,000 \text{ m}^2$	80,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	130,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	180,000
耐火区画性能検証法	$A \leq 10000 \text{ m}^2$	70,000
	$10000 \text{ m}^2 < A \leq 50000 \text{ m}^2$	80,000
	$50000 \text{ m}^2 < A$	100,000
防火区画性能検証法	$A \leq 10000 \text{ m}^2$	70,000
	$10000 \text{ m}^2 < A \leq 50000 \text{ m}^2$	80,000
	$50000 \text{ m}^2 < A$	100,000

別表第1-3 建築物に関する確認申請手数料付加分 (第2条関係)

(非課税)

対象面積	手数料の額 (単位 : 円/箇所)	
	適用方法	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200 ㎡を超えるもの	120,000	240,000

別表第1-4 ルート2構造計算に関する確認申請手数料付加分 (第2条関係) (非課税)

床面積の合計	手数料の額 (単位 : 円)
1,000 ㎡ 以内のもの	156,000
1,000 ㎡ を超え 2,000 ㎡ 以内のもの	209,000
2,000 ㎡ を超え 10,000 ㎡ 以内のもの	240,000
10,000 ㎡ を超え 50,000 ㎡ 以内のもの	319,000
50,000 ㎡ を超えるもの	587,000



別表第2 建築設備に関する確認の申請手数料（第3条関係）

（非課税）

設 備		手数料の額 (単位：円)
昇降機 (エレベーター、エスカレーター) 段差解消装置 (認定型を除く)	昇降機を設置する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	24,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	13,000
昇降機 (ホームエレベーター)	昇降機を設置する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	17,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	17,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	9,000
段差解消装置 (認定型) 小荷物専用昇降機	昇降機を設置する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。） 小荷物専用昇降機を設置する場合（第3条第2項第2～4号に掲げる場合を除く。）	11,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機、小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	11,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機、小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	6,000

既存建築物に昇降路等を新設して「ホームエレベーター」、「段差解消装置」、「小荷物専用昇降機」を設置する場合は、「昇降機(エレベーター、エスカレーター)、段差解消装置(認定型を除く)」とする。

別表第3 工作物に関する確認の申請手数料（第4条関係）

（非課税）

工 作 物		手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTC以外の者から受けている場合	28,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をTBTCから受けている場合	14,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	32,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの	54,000

別表第4 建築物に関する中間検査申請手数料（第5条関係）

（非課税）

床面積の合計	手数料の額（単位：円） 建築物の用途等		
	第1類（事務 所等）	第2類（共同 住宅等）	第3類 （計算書 無）
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	76,000	76,000	65,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000	88,000	71,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	108,000	108,000	88,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	145,000	145,000	109,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000	200,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	250,000	250,000	
3,000 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	270,000	270,000	
4,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	290,000	290,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	310,000	310,000	
6,000 m <sup>2</sup> を超え 8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	330,000	330,000	
8,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	360,000	360,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	410,000	410,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	470,000	470,000	
30,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	570,000	570,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	860,000	860,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,200,000	1,200,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1,500,000	1,500,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物及び共同住宅+店舗等の複合用途に適用する。

第2類 : 専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舎である建築物に適用する。

第3類 : 「構造計算書の無い建築物」に適用する。

別表第5 工作物に関する中間検査の申請手数料（第6条関係）

（非課税）

工 作 物			手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物		27,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	一の申請に係る設置数 6以上	24,000
		2以上5以下	25,000
		1	27,000
令138条第2項	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの		34,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの		66,000

別表第6 建築物に関する完了検査申請手数料（第7条関係）

（非課税）

床面積の合計	手数料の額（単位：円）		
	建築物の用途等		
	第1類 （事務所等）	第2類 （共同住宅 等）	第3類 （計算書無）
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000	71,000	71,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	111,000	76,000	76,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	117,000	96,000	96,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	190,000	160,000	126,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	210,000	210,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	270,000	270,000	
3,000 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000	300,000	
4,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	330,000	330,000	
5,000 m <sup>2</sup> を超え 6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	350,000	350,000	
6,000 m <sup>2</sup> を超え 8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000	370,000	
8,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	400,000	400,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	460,000	460,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	540,000	540,000	
30,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	710,000	710,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	960,000	960,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,320,000	1,320,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1,600,000	1,600,000	

第1類 : 第2類以外のすべての建築物及び共同住宅+店舗等の複合用途に適用する。

第2類 : 専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舎である建築物に適用する。

第3類 : 「構造計算書の無い建築物」に適用する。

別表第6-1 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査手数料付加分  
(第7条関係) (非課税)

建築物	手数料の額 (単位:円)
省エネ法に係る建築物	30,000

別表第7 建築設備に関する完了検査の申請手数料 (第8条関係) (非課税)

設 備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	手数料の額 (単位:円)
昇降機 (エレベーター、エスカレーター) 段差解消装置 (認定型を除く)	10以上	34,000
	6以上9以下	36,000
	2以上5以下	37,000
	1	39,000
昇降機 (ホームエレベーター) 段差解消装置 (認定型) 小荷物専用昇降機	6以上	21,000
	2以上5以下	22,000
	1	24,000

別表第8 工作物に関する完了検査の申請手数料（第9条関係）

（非課税）

工 作 物				手数料の額（単位：円）	
				右記以外の 場合	TBICから中 間検査証を 受けた場合
令138条第 1項	同項各号に掲げる工作物			27,000	25,000
令138条第 2項	同項第1項に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））を築造する場合	一の申請に係る設置数	6以上	24,000	22,000
			2以上5以下	25,000	24,000
			1	27,000	25,000
令138条第 2項	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの			33,000	31,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3号（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるのもの			64,000	63,000

別表第9 仮使用認定の申請手数料（第10条関係）（非課税）

仮使用認定	手数料の額（単位：円）
仮使用認定申請1件につき	150,000

別表第10 遠隔地の場合の検査申請手数料（第11条関係）

都 県 名	出張費を加算する区域
埼玉県	全 域
千葉県	全 域
東京都	東京都23特別区を除く区域
神奈川県	全 域
茨城県	全 域
長野県	全 域
山梨県	全 域
群馬県	全 域
栃木県	全 域
その他の地域	全 域

別表第11 確認検査業務出張費規程（抜粋）（税込み）

地域区分	出張費（単位：円）		備 考
	日 当	交通費	
地域A	0	0	事務所から概ね20kmまでに含まれる区域 東京23区
地域B	3,000	2,000	事務所から概ね20kmを超えて50 kmまでに含まれる区域
地域C	7,000	4,000	事務所から概ね50kmを超えて100 kmまでに含まれる区域
地域D	15,000	20,000	事務所から概ね100kmを超えて200 kmまでに含まれる区域
地域E	15,000	実 費	事務所から概ね200kmを超える区域

確認検査員等職員1名につき上記表に定める出張費を検査申請手数料に加算する。



別表第 1 2 あらかじめの検討に関する手数料 (第 1 4 条関係) (非課税)

検討説明書	費用 (単位: 円)
あらかじめの検討説明書-1 件につき	10,000

各確認申請手数料に加算する

別表第 1 3 追加説明書に関する手数料 (第 1 5 条関係) (非課税)

説明書	費用 (単位: 円)
完了検査時に求めた追加説明書	20,000 完了検査申請手数料に、審査内容に応じ加算する上限の金額